

条 例

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第六号

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。